

契約職員の募集について

外国人技能実習機構

■募集職種	契約職員（３級）／東京事務所 指導課
■募集人数	２名
■職務内容	東京事務所指導課において、以下の業務に従事する。 ○指導関係業務 (1) 技能実習生の受入先企業等に対する実地検査業務（各所の担当区域への出張あり） (2) 実地検査後の検査記録等の作成業務 (3) 企業等へのアポイント、外部機関との情報のやり取り・連絡調整や出張関係書類の作成 (4) 窓口での書類等の收受、電話対応 (5) 関係者からの相談等、その他配属課の業務に付随する事務（変更の範囲） 業務の状況により他課への配置換又は応援を行う場合があります。
■必要な資格・経験等	・ 普通運転免許（AT 限定可）を有し、各所の担当区域への出張のための運転ができること。 ・ 上記の職務内容を十分に遂行できる能力を有すること。 ・ 監理団体、外国の送出機関の役職員、その近親者又は外部監査人でないこと（過去５年以内にこれらに該当する場合も含む。）。実習実施者のうち、過去５年以内に技能実習法上の処分等を受けた者の役員でないこと。 ・ なお、以下の経験があればなお可。 * 公法人での勤務経験、入国管理関係法令に関する知見を有する。 * 労働関係法令又は財務会計に関する専門的知見を有し、企業等で人事労務業務又は法務業務に従事した経験を有する。
■待遇	基本給与 月給 276,300 円 諸手当 地域手当(基本給の 20%)、超過勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当（6 月・12 月※１） ※１ 所定の基準日時点での在職期間等による。 昇給 あり（毎年 1 月 1 日） 退職手当 なし 勤務場所 外国人技能実習機構東京事務所指導課 （東京都千代田区神田須田町 2-7-2 アーバンセンター神田須田町 4 階及び 7 階） （変更の範囲）なし 契約期間 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 ※勤務実績等を勘案の上、３年を上限及び 65 歳を上限に更新の可能性あり。 試用期間 なし 勤務時間 9:00～17:45 ※ 所定労働時間を超える労働あり（月平均 10 時間） 休日・休暇等 土日祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、年次有給休暇、特別休暇等 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険

■応募要領 応募書類	(1) 履歴書 (2) 職務経歴書 ※ 応募書類には、職種を明記してください（「契約職員（３級）／東京事務所 指導課」）。 ※ A4 縦の様式で、横書き（ワープロ可）。業務・職務の呼称や名称だけでなく、実際に従事してきた職務内容を具体的に記載してください。
提出先	〒101-0041 外国人技能実習機構東京事務所総務課 （東京都千代田区神田須田町 2-7-2 アーバンセンター神田須田町 4 階及び 7 階） ※ 封筒に「応募書類在中」と朱書きしてください。
応募締切日	令和 8 年 3 月 31 日郵送必着 ※ただし、募集人数が充足次第、募集を締め切ることがあります
選考方法	書類選考の上、面接試験を実施します。 書類選考の結果は、結果にかかわらずご連絡します。
その他	応募書類については、採用選考のために使用し、他の目的に使用しません。また、応募書類は当方で破棄いたします。返却は行いませんので、予めご了承ください。